

## 令和3年度第1回新潟県立図書館協議会議事録

開催日時	令和3年10月5日（火）午後2時から午後4時まで
開催場所	新潟県立図書館2階 「大研修室」（新潟市中央区女池南3丁目1番2号）
進行状況	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和2年度新潟県立図書館運営に対する評価（報告）について (2) 令和3～5年度新潟県立図書館運営基本指針と行動計画の進捗状況について 4 その他 5 閉会
委員出席状況	荻原委員長、吉田副委員長、朝日委員、猪俣委員、小島委員、齋藤委員、高橋委員、鶴田委員、西條委員、渡辺委員
事務局出席状況	安田図書館長、小林副館長、平田副館長、富岡企画協力課長、有本業務第1課長、野澤業務第2課長、長谷川企画協力課長代理、寺尾業務第1課長代理、佐藤業務第2課長代理
傍聴者	2名

### 1 開会

#### （小林副館長）

それでは時間となりましたので、ただいまから令和3年度第1回新潟県立図書館協議会を開催いたします。私、10月1日に県立図書館副館長を拝命しました小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、当館館長の安田からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### （安田館長）

4月から県立図書館長を務めております安田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様にはご多用のところ、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、先週、首都圏を含め全国で緊急事態宣言が解除されまして、荻原委員長におかれましては、昨年度リモートでのご参加が続いたところでございますが、本日は新潟まで直接おいでいただきまして、リアルで協議会が開催できるということでございます。

本日の議題につきましては、会議次第にありますように、令和2年度の図書館運営の評価、それから令和3年度から5年度までの運営基本指針と行動計画の進捗状況について、ご審議いただくこととしております。また、その他といたしまして、昨年度から話が出ております県立図書館の維持・運営のあり方の見直しにつきまして、検討の状況などを説明

させていただくことも予定しております。県立図書館がこれからどのような役割を担っていくのか、またそのためにどのように取り組んでいくのかにつきまして、皆様から忌憚のないご意見を頂きたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議事

#### (小林副館長)

続きまして、本日の傍聴者の方についてご報告いたします。この会議は公開となっております。本日は2名の傍聴者の方がいらっしゃいます。

また、この会議の議事録は情報公開の対象となり、図書館のホームページに掲載されますので、あらかじめご了承ください。

議事録作成の関係でお願いがございます。本日の会議を録音し、議事録を作成する関係上、委員の皆様には最初にお名前をおっしゃっていただいてからご発言いただくようお願い申し上げます。

本日の出欠状況でございますが、委員の皆様全員がご出席でいらっしゃいます。

続きまして議事に入る前に、県立図書館および図書館協議会の概要等について、ご説明申し上げます。座って失礼いたします。それでは、お手元にお配りしてあります資料1から2-3までについてご説明をさせていただきます。

まず資料1、県立図書館の概要でございます。蔵書の状況につきましては、令和2年度に約1万5,000冊を購入いたしまして、昨年度末で約94万冊となっております。入館者につきましては、令和元年度には年間41万4,000人でしたが、令和2年度はコロナウイルスの感染拡大防止のため、年度当初から5月18日まで臨時休館いたしました影響で大きく減少いたしまして、27万人となっております。

それから、図書館の運営につきましては、正職員、臨時職員、合わせて35名で行っておりますが、このほかカウンターの一部業務や設備管理におきまして、民間への業務委託なども行っております。

予算につきましては、県財政が厳しい状況にあることを受けまして、令和3年度の資料購入費は、令和2年度より約480万円、率にして14%の減額となりまして、約3,170万円となっております。

続きまして、資料2-1の新潟県立図書館協議会への諮問事項でございます。図書館の運営に関し諮問に応ずるという図書館法の規定を受けまして、図書館運営に対する評価について諮問することとしております。3にございますように、当館の行動計画に係る自己評価につきまして、外部評価といたしまして、協議会からご意見をいただくものでございます。

裏面をご覧ください。図書館運営評価のサイクルが記載してございます。今年3月の協議会で、令和2年度の自己評価案および令和3年度から5年度までの運営基本指針、行動計画案についてご審議いただき、令和2年度の図書館運営に対する評価につきまして、委員長から取りまとめていただきました協議会意見と併せて、公表したものでございます。本日の協議会では、令和2年度の評価確定のご報告と令和3年度の取組状況などについてご説明させていただき、ご審議いただくこととしております。

資料2-2は図書館協議会に関する法令等の抜粋、それから、資料2-3につきまして

は協議会について規定する条文の概要を記載したものでございます。以上、資料1から2-3までの説明でございます。

それでは、これより議事に入ります。ここで議事の進行を荻原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### **(荻原委員長)**

はい、よろしくお願いいたします。本当にリアルでお目に掛かるのは今期初めてでございます。本当に大変うれしく思っております。皆様お集まりいただきましてありがとうございます。今日はよろしくお願いいたします。

それから、傍聴者の方も来ていただいて、本当にありがとうございます。何かございましたら、あとでもよろしいので、私のほうに声を掛けていただけたらと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。今、館長からご案内ありましたように、前年度の評価について、協議会からの意見として私がまとめました内容に対して、図書館の対応をご説明いただくということでよろしいでしょうか。

個人的な意見ではありますけれども、協議会と図書館とのこういうやりとりがとても大事だと、私は思っております。ですので、協議会は年に2回しか開催されませんが、この第1回目は、私どもが図書館にボールを投げたら、図書館がその投げたボールに対して何か返ってくるというような機会であると考えております。また、さらにそれに関して皆様がお気づきの点やご意見などありましたら、この場を出していただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。本日は、図書館との意思疎通の場であり、意見交換の場であるというふうに考えております。

それでは、議事の1つ目ですね。令和2年度新潟県立図書館運営に対する評価についてのご説明でよろしいですね。委員長取りまとめの内容に関して、ご対応いただいている点ということで、図書館から説明いただければと思います。では、よろしくお願いいたします。資料はどれになるのでしょうか。

#### **(富岡企画協力課長)**

企画協力課長の富岡です。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着席したままで失礼させていただきます。

議事の1(1)について報告させていただきます。資料3-1をご覧ください。昨年度末に開催しました令和2年度第3回図書館協議会では、見込み数値で報告させていただきました。今回報告するものは数値が確定し、文書でいただいた委員の皆様方のご意見を、荻原委員長に取りまとめでいただいたものとなっています。本年7月に開催された新潟県教育委員会でも概要について報告し、その後当館のホームページでも公開しているものになります。皆様には資料を事前に送付してご確認いただいておりますので、ポイントをかいつまんで報告させていただき、続いて協議会委員の皆様からの評価、ご意見等を踏まえた当館の対応について説明させていただきたいと思っております。

資料3-1の1ページ目は、評価項目全体をまとめたものとなっています。(1)が基礎的サービス評価、(2)が重点事業評価です。

2枚目の基礎的サービス評価では、図書館サービスの基礎となる各項目での目標数値を設定して、それに対する達成率を示すとともに、欄外記載の4段階、AAからCで評価をしています。令和2年度につきましてはAA評価が(1)入館者数と(3)個人貸出冊数、B評価が(5)市町村等への貸出冊数でした。(2)新規登録者数と(4)HP(トップページ)アクセス件数がC評価でした。

(1)の入館者数については、コロナ禍による臨時休館後もサービスの縮小や利用制限が続きましたが、新しい生活様式に合わせた図書館利用の呼び掛けがある程度定着した8月以降は、若干回復しました。感染症対策を十分に行って、安心して来館、利用してもらえるよう取り組みながら、地方創生臨時交付金等による蔵書の充実を図った結果、合計27万741人、達成率118%でAA評価でした。

(2)の新規登録者数は、臨時休館による利用制限等の影響により、6月までは前年比の44%まで減少し、その後やや回復したものの、9月以降再び減少に転じたため、音楽ライブラリーのPRや県職員退職者説明会等で周知に取り組みましたが、目標3,300人に対する実績3,083人、達成率93%でC評価でした。

(3)個人貸出冊数は、臨時休館とサービス縮小の中での外出自粛で在宅の読書の需要が高まったことや、感染症防止対策を継続しながら、テーマ展示等探しやすい表示の工夫に取り組み、貸出サービスの充実を図った結果、目標30万冊に対する実績40万1,488冊、達成率134%でAA評価でした。

(4)のHP(トップページ)アクセス件数については、臨時休館中は閉館、サービス状況の確認やホームページで予約貸出する利用者が多かったため増加しましたが、その後は開館状況に変化がなく、予約も平常に戻ったため減少しました。音楽ライブラリー、プレイリスト等により回復に努めましたが、大幅な増加にはつながらず、実績30万1,266件、達成率75%でC評価でした。

(5)市町村等への貸出冊数は、臨時休館中も継続して行いましたが、セット図書長期一括貸出は、市町村図書館等の臨時休館で貸出サイクルが3回から2回へ縮小され減少しました。相互貸借は、市町村訪問時に利用と周知の協力を重ねて呼び掛け、実績を回復できるよう努めましたが、市町村図書館の臨時休館や利用減も影響し、合計1万2,631冊、達成率97%でB評価でした。

続いて、重点事業評価について説明します。3枚目以降をご覧ください。重点事業評価の達成目標については、平成30年度から令和2年度までの3か年での目標値としまして、3つの事業について指標を2つずつ設定し、計画的、継続的に取り組みました。

1つ目の重点事業は、2-1「多様なニーズに対応できる情報サービスの充実」です。指標①各コーナーの図書の合計貸出冊数は、感染症の防止対策を取りつつ、臨時交付金による蔵書の充実を図り、目標の達成に向けて取り組んだ結果、目標17万冊に対して合計20万6,842冊で、達成率が122%でした。指標②情報資源の有効活用のためのツールの件数は、パスファインダーの作成やテーマ展示等の取り組みに加え、音楽ライブラリープレイリストの作成やテーマ別ブックリストの充実等により、目標値120件に対して合計147件で達成率123%でした。「多様なニーズに対応できる情報サービスの充実」については、2つの指標の評価を総合的に勘案して、AA評価としました。

(4)3年間の総括として、指標①は、3年間の取組により県民の生涯学習や課題解決

の支援に貢献できたと考えており、令和3年度以降は、県の行政施策と連携した取組等を推進します。指標②は、3年間の取組が図書館からの情報発信の充実につながったと考えており、今後も情報発信のさらなる充実に取り組みます。

委員の皆様からは、(5)のとおり、「館内のテーマ展示が目について利用しやすい。コロナ対策に配慮しながら、インパクトのあるレイアウトで実施していただきたい。」「ギャラリー展示は、所蔵資料を展示するなど博物館的な役割を果たしつつ、さらなる充実が望まれる。」「パスファインダー作成が、年間を通じて随時新しいテーマで作成し、公開する状況でないことは適切なのか。」「ホームページの『調べ物ヒント集(パスファインダー)』について、利便性の向上が必要であり、すべての既存のパスファインダーの見直しと更新が必要である。」等のご意見をいただいています。

次に、2つ目の重点事業2-2「広域サービスの充実」です。指標の①県立図書館から県内市町村図書館等への相互貸借冊数は、市町村図書館等での臨時休館や利用制限による申込が減少したため目標を下回り、目標7,000冊に対して計6,415冊で達成率92%でした。指標の②音楽ライブラリーアクセス件数は、臨時休館中も前年度並みの実績を維持し、後半はホームページ上でプレイリストを提供する取組により目標達成を目指しましたが、大学と連携したPRが中止された影響もあり、目標1万5,000件に対して1万3,136件、達成率88%でした。「広域サービスの充実」については、いずれも目標に及ばずC評価でした。

(4)3年間の総括として、指標①は、市町村と連携して相互貸借制度と遠隔地返却制度の周知を図った結果、広域サービスの浸透につながったと考えています。次年度以降も県域の図書館ネットワークの充実に努めます。指標②は、インターネット音楽配信サービスの周知・提供に取り組み、各年度では目標数値を若干下回りましたが、3年間を通しての実績は漸増となりました。今後も電子媒体を活用した情報提供サービスに取り組んでいきます。

委員の皆様からは、(5)のとおり、「今後は非来館型サービスへの需要が一層高まると思われるため、広くPRするとともに、さらに充実させると良い。」、音楽ライブラリーについて、「地道に実績を上げていることは評価される。」「アクセス手順について、短くてわかりやすい説明があれば利用も増える。」「スマートフォンやタブレット端末から利用ができない契約では利用増に限界がある。今後の展開をどのように考えるのか。」「プレイリストの更新により、9月以降のアクセス件数が前年より上回ったが、早い時期から実施されていれば良かった。何事においても多角的な複数の方策の実施を期待する。」等のご意見をいただきました。

2-3「県内図書館等との連携協力の推進」です。指標①の集合研修・訪問研修の参加者満足度は、新型コロナウイルス感染症のため、上半期は当初計画どおりには実施できませんでしたが、下半期に充実した研修を実施し、目標90%以上に対して実績100%、達成率111%でした。指標②の訪問相談実施市町村数は、感染症対策に配慮しながら訪問相談を実施し、目標9市町村に対して実績9市町村、達成率100%となりました。「県内図書館等との連携協力の推進」については、2つの指標の評価を総合的に勘案しましてA評価でした。

(4)3年間の総括として、指標①はニーズに沿った満足度の高い集合・訪問研修を実

施し、県全体の図書館サービスの向上に貢献できたものと思います。次年度以降も、市町村のサービス向上につながる効果的な研修体制の整備に努めていきます。指標②は、3年間で全30市町村の現状を把握するとともに、適切な助言や情報提供を行うことができたと考えており、今後も市町村図書館等の支援体制のさらなる充実に取り組んでいきます。

委員の皆様からは、(5)のとおり「読書バリアフリー法や電子図書館など、県内図書館は共通の課題を抱えており、情報提供や県の姿勢、方針の確認のため、より緊密な相談体制の整備や関係構築が必要。」「集合研修について、いち早くZoomでの、オンラインで実施する必要があった。」「訪問研修は、訪問の意義はあると思うが、リモートも併用して実施すれば良い。」「コロナ感染症の影響で例年とは異なる状況であったにもかかわらず、満足度100%と明示され、特に課題はない。課題や反省がなければ、改善も発展もない。」等のご意見をいただきました。

委員の皆様からは、3つの重点事業いずれに対しても、建設的なご意見やご提案を頂きありがとうございました。

重点事業評価に続いて、3「図書館協議会による図書館運営全体に対する評価・意見(委員長取りまとめ)」は、委員の皆様のご意見等を荻原委員長に取りまとめていただいたものです。

続いて資料3-2の「令和2年度の運営に関する図書館協議会意見」をご覧ください。この資料はいただいた皆様からのご意見から何らかの形で対応・実施済のものを除いた上で、当館の現在の対応状況等をまとめたものです。番号は該当のご意見が記載された項目、右側の実施時期の欄は現在の対応状況を「実施済」、「一部実施済」、「今年度中」、「その他」等で分類しています。

1点目のご意見「テーマ展示をインパクトのあるレイアウトで実施」については、県行政との連携テーマ展示に重点を置きながら、時事的なテーマや郷土に関する図書の展示等を、レイアウトや表示等を工夫しつつ実施していきたいと考えています。こちらは「一部実施済」です。

2-1③「パスファインダーの随時作成・公開」については、現行の業務スケジュールでは、年間を通じて随時新しいテーマで作成・公開できる状況にはなく、繁忙期を避けた冬期に作成することとしたいと思っております。実施時期は「今年度中」です。

「パスファインダーの表示の利便性向上」については、一般的なテーマのパスファインダーについては、テーマ別一覧のリンク集に置き換えるとともに、新たに行政連携展示等と連動したテーマ別一覧を作成します。郷土に関するテーマについては、内容の充実を図るとともに、引き続き冊子を作成していきます。実施時期は「今年度中」です。

「非来館型サービスのPR・充実」については、越後佐渡デジタルライブラリーのPRと充実を図っていききたいと思います。電子書籍については情報収集を引き続き行っていますが、現時点では導入を予定していません。

「音楽ライブラリーのスマホ・タブレット利用の検討」ですが、現在のアクセス数、同時20アクセスでスマホ・タブレット利用にすると契約料が約2倍となり予算的に難しく、予算全体が縮小されているため、次年度以降も音楽ライブラリーを継続していくかどうかは、慎重に見極めていきたいと思っております。

2-3③「訪問研修はリモートも併用して実施」については、訪問研修の内容は対面式

の実習や実技指導がメインではありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況もあり8月以降はオンラインに切り替えるなどして実施しており、今後も感染拡大状況等を踏まえつつ、併用して実施していく予定です。

「学校向けの情報発信の充実」は、県立高等学校図書館への支援として、訪問相談や協力貸出を行っております。協力貸出の運用を改善するとともに、支援業務のさらなる情報発信を行い、学校図書館支援の充実を図っていきたいと考えています。

3(1)③「視覚障害者情報センターとの連携取組を期待」は、市町村図書館職員向けに実施する「障害者サービス訪問研修」において、講師を県視覚障害者情報センター職員に依頼するなど、当センターと連携して県内4地域で開催しています。上・中・下越・佐渡で実施済みです。また、定期的に市町村図書館や関係機関と情報交換を行い、障害者サービス向上のための連携について協議を続けていく予定です。こちらは一部実施済みです。

続いて、3の(1)④「県内の貴重な資料の行方について」ですが、本間氏の蔵書については事前に情報を得ることはできませんでした。新潟県に関する資料については、県内の収集・保存の拠り所となれるよう、これまで以上に情報収集に努めるとともに、積極的に受け入れていきたいと考えています。

3(2)②(a)、「臨時休館への対応としてどのような情報提供サービスを検討・実施したか」については、県内図書館等の開館状況を取りまとめ、情報共有を図りました。個人利用者には貸出期間や予約取置期間の延長とともに、電話やメールでのレファレンス受付を継続して行い、開館サービス状況等については、主にホームページで情報提供を行いました。また、新たなリンク集の作成については着手できませんでしたが、新たに検討する必要があると考えています。

「パブリックドメイン、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの明示の目途等」については、越後佐渡デジタルライブラリーでの明示について、システム改修規模等を調査し、事前了解を得ていない参加館分に先行して、自館所蔵分データから実施する方向で取り組んでいます。実施時期は今年度中を見込んでいます。

「禁帯出図書のデジタル化」については、当館のみが所蔵する郷土資料を対象に、限られた予算内で優先順位を検討しながらデジタル化を進めています。また、国立国会図書館デジタルコレクション等の全国のデジタルアーカイブへのリンク集を作成するなどの対応を行っています。

「協力貸出の県民へのPR」については、市町村図書館等への相互貸借、遠隔地返却サービスについて、利用者へPRしてもらえよう協力をお願いする予定です。また、新たな取組として、テーマ別図書セット貸出サービスを実施予定であり、県立図書館ならではの資料を市町村へ提供していきたいと考えています。実施時期は今年度中を見込んでいます。

「セット図書長期一括貸出を学校も対象にして生徒らの利用促進を」については、セット図書長期一括貸出は、借り受けた市町村が調整して、管内の各学校にも貸出されています。また、セット数には限りがあるため、県内各学校を直接の貸出対象とすることは難しいと考えています。なお、県立高等学校図書館へは訪問相談を実施しており、運用やサービスの向上について支援を行っています。

続いて、「SNS 目標値が24回では少ない。情報発信の頻度を増やすべき。」というご意見については、SNSについては、ツイッターの運用を9月に開始し、9月末現在で17件の記

事投稿を行いました。媒体に合った投稿内容を工夫し、情報発信の頻度を増やすことによって、目標値を上回るよう取り組んでいきたいと考えています。なお、メールマガジンについては終了を予定しています。実施時期は今年度中です。

4「新規登録者数を指標とし、目標値を定めて具体的な取組を明示・実施」については、コロナ禍や県人口の減少もあり、具体的な目標値の設定は困難であるため、当面は指標としないと考えています。

4(4)①「来館者アンケート等は必要不可欠。定期的を実施し、把握したニーズを運営等に反映」については、今後 Web アンケートや来館者向けアンケートのほか、市町村等からも意見を聞く予定としています。こちらは今年度中が実施時期となっています。

「資料収集方針を資料費の削減に応じて見直す、収集方針の再検討および必要な改正を」については、資料費の削減に応じて、令和2年度末、資料収集方針の見直しと改正を行いました。主な変更点は、専門書と図書館利用に障害のある利用者のための資料収集に重点を置いたところです。今後も必要に応じて見直しを図っていきたいと考えています。

「北東アジアに関するコレクションの意義や活用事例、今後の展望等について説明」については、県が北東アジア地域の拠点として発展していくことに資するため、北東アジア地域についての資料を設置したコーナーで、現在は、中華人民共和国・大韓民国・北朝鮮・ロシア連邦・モンゴル国の社会科学分野の資料を中心に収集しています。今年度から新たに、資料交換事業を行っているソウル特別市立正読図書館および南山図書館等から寄贈されたハングル資料のデータベース化作業を開始し、貸出サービスを実施します。

「新潟市立図書館と連携や機能分担について、両者のきめ細かい協議が必要」については、今年度より新潟市立図書館との協議を始めたところであり、当面は、互いのサービスの状況や課題について情報共有を行うこととしています。県立図書館として、政令市図書館と分担・協力できることを確認し、市町村支援に生かしていきます。団体貸出サービスについては、全県を対象として図書館利用の困難な方が属する団体へのサピエ図書館サービスの提供に重点を置いて取り組んでいきます。

以上、令和2年度の運営に関する図書館協議会意見を踏まえた、県立図書館の対応について説明させていただきました。いただいたご意見等を踏まえて、今後の図書館運営に取り組むとともに、この3年間の取組と評価を令和3年度以降の行動計画に生かしていきたいと考えています。

#### **(荻原委員長)**

ありがとうございました。それではご意見をいただきたいと思います。

最初のほうの資料3-1ですが、令和2年度新潟県立図書館運営に関する評価についてはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。これは確定ということですのでよろしいですね。前回の3月の協議会ですでにご説明いただいた通りですので、これは確定ということにさせていただきます。3月のときは、この協議会意見という部分が空欄になっておりました。締め切りを決めて、皆様のご意見を提出していただいて、私に取りまとめたものが、今回の資料の、あるいはこの令和3年度の年報の協議会意見として記載されている内容ということになります。今、図書館から少し説明をしていただいた部分です。

そして、資料3-2では、この協議会意見に対して図書館ではどういうふうに対応して

くださったか、どういうふうにお考えなのかということ、簡単にではありますけれども、ご説明いただいたということになります。

それから最後、多分時間の関係で割愛されたのですが、図書館協議会による図書館運営全体に対する評価の「委員長取りまとめ」ということで、少し例年よりも長いのですが、長々と取りまとめました意見に対しても、番号は3の「学校向けの情報発信」から始まりますが、丁寧に図書館の対応状況について、まとめていただいたところでございます。今音読されると、こういうことを書いたのかと、私自身は改めて思う次第ですが、皆さんそれぞれには、いや、こんなことを書いたか、こんなことを思っていないぞと、お一人お一人は思われるかもしれないですが、手続きとしては3月の協議会で頂いたご意見について、その際の議事録を早めに私のほうに図書館から送っていただいて、それをずっと振り返りながら出された意見を抽出し、さらに個別の皆様から用紙やメールで頂いたご意見とを合わせて、各箇所に当てはめて、私のほうで写し取ったというようなところなんです。そして、どのカテゴリーにも当てはまらないというか、重点事業評価には当てはまらない意見に関しては、一括して「委員長取りまとめ」という部分に記載しました。

今年度はずいぶん厳しい意見を提出したと自分でも思うところですが、今年度に関しては、皆様にもご協力いただいた「指定管理者制度の導入等は検討の対象にはなりませんよ」というような見解の文書を出したときに、その根拠の一つとして、「評価は私たちがやりますからね」ということを明記したことが念頭にありまして、それでちゃんと評価しなくてはならないと思ったということがあります。ちょっと厳しくて、図書館が何もやってないわけじゃないことは全体を通して書いてあるのですが、いいところもいっぱいあるんですよというのほれなく書いたところなんです。図書館に対してちょっと厳しめの意見を誰が言うんだという、やっぱりこの図書館協議会しかないで、私の厳しめの意見もかなり盛り込んだところでまとめさせていただきました。私も含めて、どなたのご意見も必ず入っているというふうにお考えいただければと思います。

ということで、主に資料の3-2のほうで、私どもの意見に対して、図書館がどのように対応なさってくださっているかという点について、全部ご説明いただいたので、もう少しご説明いただきたいところとか、図書館に対してもう少し説明してほしいところですか、あとこの対応に対してどのようにお考えになるかなど、もしくはそれ以外でも構いませんので、ご意見を頂戴できればと思います。それで何か双方向というようなやりとりが整うかと思えます。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

#### **(西條委員)**

中郷中学校の西條と申します。意見というよりも、基本的なことをちょっと聞かせてください。まず、資料3-1の令和2年度評価のところ、表に書いてあるのですが、「図書館法第7条の3の規定に基づき、令和「元年度」となっているところ、これは「2年度」でしょうか。

#### **(富岡企画協力課長)**

大変失礼しました。申し訳ございません。謹んで訂正させていただきます。

**(西條委員)**

それと、先ほど説明していただいた「令和2年度の運営に関する図書館協議会意見」、資料3-2ですが、この番号はどのように見ていくべきなのか。委員長さんが取りまとめたいただいたものの②とか(a)とか、そこと対応しているのとらえていいのでしょうか。そうすると2-1の①とか、2というのはページなのでしょう。

**(富岡企画協力課長)**

説明不足で申し訳ございません。1ページ目の2-1というのが、重点事業評価2-1のほうの(5)でございます、図書館協議会意見の①のご意見に対応しております。すみません、ちょっと説明不足と見にくい、わかりにくい資料で。

**(西條委員)**

説明をせっかくしていただいたのですが、要旨のところと状況を見てもどこが元となっているのか、対比が非常にしにくかったのです。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。そうですね。

**(西條委員)**

意見というよりは、ちょっと確認をさせていただきました。

**(荻原委員長)**

私が申し上げていることについて、おわかりでしょうか。大丈夫でしょうか。私は自分が評価結果を書いているので、資料の内容がわかっているつもりでいるのですが、確かに「突然、意見を求められても」ということかもしれません。

たとえば「テーマ展示でインパクトのあるレイアウトで実施」というのは、「実施していただきたい」という意見を、重点事業評価の2-1の(5)の①で(協議会の意見として)書いているので、それに対して「していきますよ」という図書館の回答であるということですね。

それから、最初が2の「2-」のところまでが重点事業評価に記載された意見への対応で、3の(1)②「学校向けの情報発信の充実」というところからは「委員長取りまとめ」の長い文章のなかで、私がナンバリングしてまとめた意見に対して、順を追って図書館の対応の状況をまとめてくださっているということです。

ですから、このような要旨だけを見ても、もしかしたらかなりわかりにくいかもしれないですし、もうずいぶん日がたっているので、わかりにくいところは私のほうでも説明しますので、おっしゃってください。質問でも構いませんので。

**(西條委員)**

以上です。

**(荻原委員長)**

よろしいですか。ありがとうございます。他にどなたかいらっしゃいませんか。  
はい、お願いします。

**(高橋委員)**

ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、資料3-2の2-2②(c)の「現在のアクセス数(同時20アクセス)」というのはどういう意味でしょうか。

**(有本業務第1課長)**

こちらのサービスを同時に利用できるアクセス数、イコール人数と言って間違いはないと思います。同時に20人しか音楽ライブラリーをご利用いただけないということです。

**(高橋委員)**

わかりました。ありがとうございました。

**(荻原委員長)**

たまたまアクセスが21人目であれば、もういっばいでアクセスできないということですね。

**(有本業務第1課長)**

そうです。「アクセスオーバー」という画面になります。

**(荻原委員長)**

それがどのくらい起こっているかというのは、わかるんですか。

**(有本業務第1課長)**

はい。アクセスオーバーの統計も取っています。年間で2桁程度です。アクセスオーバーが発生しない年もあります。直近の5年間では発生しても2桁の前半程度です。

よって、考え方としては、時間帯がばらついて、20の方がそれぞれの時間で利用しているのか、あるいは固定の方ばかりがアクセスしているのかとっております。

**(高橋委員)**

どこかに「アクセスオーバーになると聞けません。」という表示がありましたっけ。

**(有本業務第1課長)**

はい。20という数は表には出していないですが、同時アクセス数に制限があるため「アクセスオーバー」と表示されたら時間を空けて再度アクセスしてください、とご案内をしています。

**(荻原委員長)**

この「音楽ライブラリーは次年度も続けるかは慎重に見極めたい」というのは、継続については単年度で考えていくということによろしいですか。実施時期では「その他」になっているのですが、何か「その他」だと、結局この後はどうなってしまうのだろうかということだと思ってしまうんですけど。

**(有本業務第1課長)**

今までは重点目標でしたが、今年からは単年度利用の分析をしながら、ほかのサービスとの優先順位を考えていきたいと思います。

**(荻原委員長)**

だからこの3月で一度続けるかどうかを見直して、とはいっても、いつが契約なのか私にはよくわかりませんが、やはり毎回毎回丁寧に見直しながら、考えていくということですよ。

**(有本業務第1課長)**

おっしゃるとおりです。

**(荻原委員長)**

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかに、何かこうご懸念というか、ちょっとわからなかったっていうもの、要旨があまりぴんと来ないということでも構わないんですけれども。

じゃあ私のほうから、時間がある限りは少し、何かしらコメントさせていただきたいと思います。私からは色々あるので、皆様が随時口を挟んでいただいて構いません。それまでの間ということですよ。

パスファインダーについてですが、パスファインダーは前回指標になっていたの、私自身も見たり、ウェブサイトを見たりして確認をしたんですが、パスファインダーの随時作成・公開をしないで、冬だけに、繁忙期を避けた冬期に作成するというのは、これは何か、結局これは、今年からの3年間においては、パスファインダーは指標ではないので、優先順位から少し下げたという解釈でいいんですか。何かこの「繁忙期を避けた冬期に作成する」というのが、対応として適切なのかよくわからないんです。パスファインダーってそういうものでしたかっていうふうに思うんですが。

**(有本業務第1課長)**

理由が2つあります。一つ目は、その年に利用者から寄せられた調査を精査し、こういったことに関心があるので、パスファインダーを作ろうと考えるため、半年程度、情報収集する時間が必要なためです。二つ目は、ここに書いた理由で、担当者は訪問研修で上半期は外に出かける機会が多いので、そちらに注力して、下半期に作成するという理由です。

**(荻原委員長)**

ありがとうございました。その続きで、「パスファインダーはリンク集に置き換える」と

ということと、「テーマ別一覧を作成する」とあります。パスファインダーとリンク集とテーマ別一覧の関係がよくわからないんですけれど。

**(有本業務第1課長)**

効率よくできないかと課内で検討しているところで、作成とホームページへの掲載も効率よく、また、見ていただく方にもわかりやすく、定期的に提供できるようなやり方を模索しているところです。

**(荻原委員長)**

それが今年度中ってということですね。

**(有本業務第1課長)**

はい、そうです。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。まだ私が発言してよろしいでしょうか。どうぞ、口を挟んでくださいね。ぜひ口を挟んでくださいね。でも、もしこういうやりとりで皆様が理解を深めていただけるということであれば、それは意味があるというふうに思いますので、よろしいでしょうかね。関連質問でもいいので、出していただければと思います。

それで、2-2の①なんですけれども、対応の状況として「越後佐渡デジタルライブラリーのPR」と記載されていますが、この「非来館型のサービスのPR・充実」は、重点事業評価における広域サービスの関わりでの意見でした。「広域サービスの充実」のところで指摘した意見です。「広域サービスの充実」の指標は「相互貸借」と「音楽ライブラリーのアクセス数」だったわけです。けどなぜか、なぜかっていうか、私はよくわからないんですが、「越後佐渡デジタルライブラリーのPR」が挙がってきていて、これは「広域サービスに対するPR」を、越後佐渡デジタルライブラリーを中心に行っていくのか、相互貸借とか遠隔地返却などのサービスではなくて。何ていうか、そんなふうに見えて、どうしてここに「越後佐渡デジタルライブラリーのPR」が入ってくるかというのが、私は疑問です。

それから、「越後佐渡デジタルライブラリーのPR不足」ということを、図書館の側で認識してらっしゃるということですか。私の質問はわかりますか。

**(平田副館長)**

非来館型サービスとして、ホームページからご利用いただけるサービスとして、越後佐渡デジタルライブラリーをこちらにお示ししています。より活用していただくために、PRに取り組んでいきたいということでこちらに出しています。

**(荻原委員長)**

すみません。越後佐渡デジタルライブラリーは、非来館型サービスの相互貸借やナクソスに代わるものとして、こちらを重点的にするとお考えなんですか、という質問なんです。

**(平田副館長)**

相互貸借に力を入れるとか、音楽ライブラリーを提供することに代わるサービスということではありません。相互貸借は大事な事業ですので、力を入れて取り組んでまいります。音楽ライブラリーは、ご利用の状況を見ながら検討させていただきます。

**(荻原委員長)**

そうですね。だから、どうしてここに「越後佐渡デジタルライブラリーの PR」が入るかということ、少しご検討いただけますでしょうか。それから、私は実は、多分皆さんはそういうふうには思わないのかもしれないんですが、私は何回も何回もこの「越後佐渡デジタルライブラリーの PR」ということを県立図書館の方が言われることについて、「そんなに足りないのか」とか、「どこまで PR するのか」とか、ということをいつも考えます。PR をしなくていいとか、意味がないとか言っているわけではなくて、それはそれとして、もう少し「広域サービスの充実」のところで、PR を別の形で実施したほうがいいのかというふうに、私は思うという意見です。電子書籍について検討なさって、現時点では優先順位が低いというふうには理解していますが、ですから、じゃあ何を PR するのかなというのが、回答ではいただきたかったというふうに思うのですが、ちょっとご検討いただけますでしょうか。

**(平田副館長)**

はい、ありがとうございます。

**(荻原委員長)**

あと学校に関していくつか出てますが、何か。朝日委員。

**(朝日委員)**

朝日です。お願いします。先ほどのパスファインダーの部分と、非来館型サービスについての委員長の意見を受けまして、公募委員なので、利用者として意見を言いたいと思います。

越後佐渡デジタルライブラリーに関しては、私は何回か公募委員をさせていただいて、そのときからお話を聞いているので、そのときから知っているものにはなっていますが、まだまだ県民の人は知らず、利用されている方が一部かもしれないので、もう少し周知したいとの趣旨ではないかと思いつつ話を伺っておりました。

ただ、越後佐渡デジタルライブラリーよりも、その前のパスファインダー、調べものヒット集をもう少しアピールされたほうが、非来館型サービスの充実というところでは、使いやすいのではないかと。そういうことを県民の人が知っていれば、県立図書館のホームページにアクセスしたり、そこから地元の図書館の利用につながっていき、相互貸借の利用が増えたりするのではないかと思います。ここだけを見ると、越後佐渡デジタルライブラリーだけを PR するみたいにも取れてしまう気がしたので、すぐ県民が利用しやすいということであれば、パスファインダーの充実やアピールなどがよいのではないかとこの意見で

す。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。次に、3-1あたりから学校向けのサービスについてもありますが、何かご意見があれば。それから視覚障害者情報センターとの連携なども、意見として出しましたけれども、このような対応でよろしいでしょうか。ご意見等頂けますでしょうか。

**(朝日委員)**

違うところでもいいですか。

**(荻原委員長)**

もちろん。お願いいたします。

**(朝日委員)**

朝日です。3(3)3の①、SNSの目標のところ、対応の状況のところ、メールマガジンについては終了を予定しているということなんです、ツイッターを始めたのでメールマガジンは終了という感じなのでしょうか。質問です。

**(富岡企画協力課長)**

ツイッターを始めたのですぐに終了というわけではなく、ツイッターのフォロワー数も始めたばかりで多くない状況ですので、今後、ツイッターでの情報発信の広がりを見ながら、最終的にはメールマガジンは終了して、ツイッターの方に力を注いでいこうと考えているところです。

**(朝日委員)**

見ている層が違う気がしたもので、ツイッターをしていない世代の人には、メールマガジンというのも有効ではないかということ、今説明いただき、すぐには終了しないということだったのですが、今年度中と書いてあったので、今年度中に終了してしまうのかと思って、ちょっと伺ってみました。もしできるのであれば、いろんな媒体での発信というのが有効だと思います。ツイッターだと流れていってしまっ、検索するかしないとか、そういう利用の状況、または世代の感覚になるのかと思いますが、メールマガジンだと検索に残ること、また後日何かワードで検索したときに、メールマガジンが県立図書館の記録という形で残っていて、こんなことを何年前に発信していたねということが残るので、メールマガジンを終了するのはもったいない気がするんですが、お手間の関係とかもあるのかなと思ったんですが、できればいろんな、SNSだけではなくて、メールマガジンというきちんとした、SNSも誰が発信したかわかるような形で県立図書館として発信されると思うんですけど、基本的にはメールマガジンがあったほうがいいんじゃないかなと思ったので、意見という形でお願いいたします。

### **（富岡企画協力課長）**

記録性ということも踏まえて、メールマガジンの終了について慎重に考えていきたいと  
思います。進捗状況等ありましたら、協議会等で報告させていただきたいと  
思います。

### **（荻原委員長）**

ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

### **（斎藤委員）**

視覚障害者情報センターの斎藤でございます。点字図書館は、新潟県では私どもの視覚  
障害者情報センター1か所しかございません。読書バリアフリーという流れを促進させる  
ためには、目の不自由な方、障害のある方にとって、身近にある公立図書館で実際の取組  
を促進させることが必要です。そのため、昨年ぐらいから、県立図書館の担当者といろい  
ろと調整し、この4月から、柏崎市、新発田の市図書館に伺って、機械の説明や、ロービ  
ジョン体験ということで、キットを使った実際歩行の体験をしていただき、結構好評でし  
た。ただ、佐渡には行けず Zoom だったので、実地の活動はできなかったのですが、今後も  
同じ形を進めていきたいと思っています。

国の通知では、5年間の中で計画策定を行わなければならない、国からも話が来ており、  
県庁でもいろいろ準備されています。まだまだこれからの状態ですので、われわれも調整  
していきたいと思っています。

私のところの利用者は900人ほどしかおりませんが、具体的には、障害者手帳を持って  
いる方は5,500人超、実際目が不自由な方はその何倍かいますので、人ごとではなく、み  
んなで支援していかなければならないと思っています。

### **（荻原委員長）**

今後とも、ぜひよろしく願いいたします。ほかに何かありますでしょうか。最後の  
4（4）④ですが、新潟市との機能分担を考えたほうがいいですよということを指摘させ  
ていただきました。なぜかという、今さらで本当にお恥ずかしい話なんですが、新潟市  
よりは、もっと遠方の市町村の図書館のほうに目を向けたほうがいいということを私は個  
人的に思っていて、研修とか訪問相談とか、とにかく出かけてもらいたい、とにかく様子  
を見て、話をしてくてもらいたいというのがずっと思っていたことです。昨年度あたりか  
ら、あるいは、その前からもそのようにしていただけることになったのですが、ふと考え  
たら、新潟市との調整ということもすごく大事だというように思うに至っております。二  
重行政などの他の都道府県などでも言われる中で、きちんと話をして切り分けるというか、  
分担するというか、調整するというか、やはり対外的に「二重行政をしてない」というよ  
うな取組を、ちゃんと定期的にもきちんと形式をつくったほうがいいんじゃないかとい  
うのが、私の意見として提案させていただいたところです。

で、ここで最後に指摘をしたのは、「なんで団体貸出サービスをやっているんですか」と  
いうことです。「県立図書館で団体貸出サービスをやっていて、新潟市でも団体貸出サー  
ビスをやっていて、何ですか」というのがよくわからないと指摘させていただいたところ  
です。

それで今回、図書館による「対応の状況」を拝見して、よくわからなくなったのは、多分私が「サピエ図書館」を知らないからだと思うので、斎藤委員などからも教えていただきたいんですが、団体貸出サービスを県立で行う場合、個人貸出ではなくて団体貸出をする場合に、サピエ図書館サービスの提供することは、団体貸出の位置付けになるのかというのが、よくわからないというところです。ご説明いただけますか。

**(有本業務第1課長)**

当館は、団体貸出でサピエ図書館サービスをやっています。対象は、特別支援学校や施設に入っている方が、個人でサピエ図書館の申込みや県立図書館の利用が難しいと思われる場合に、施設職員の方に働きかけをして、団体登録をしてもらい、50点を施設に貸し出すというサービスです。

サピエ図書館というのは、インターネット上にある図書館で、活字ではなく、音声でアップされていて、会員であればダウンロードすることができるサービスです。県立図書館はその会員になっています。

**(荻原委員長)**

団体貸出は、県立図書館の資料を団体に貸し出しするのが団体貸出であるというふうに私は理解していたんですが、サピエ図書館はサピエ図書館のデータベースを活用するということになるので、よくわからないというか。

**(有本業務第1課長)**

機関貸出と団体貸出があり、機関貸出サービスは、県立図書館で所蔵している資料を市町村や大学等に貸し出すサービスで、対象資料は当館所蔵資料です。よって、サピエ図書館からダウンロードしたデータは、今のところ対象ではないので、そこをフォローするために、新たな団体貸出というサービスをつくったわけです。サピエ図書館からCD-ROMにダウンロードして貸し出し、返してもらったら、そのCD-ROMのデータを消去するというイメージです。

**(渡辺委員)**

新津高校の渡辺です。3(1)②の「学校向けの情報発信の充実」のところを読むと、協力貸出と書いてあります。学校では、学校の図書館で本を探してなかった場合に必要になります。最近では、総合的な探究の時間などで、調べ学習をしながら自分で勉強することを行っているのですが、そのときに本がないと生徒が困ることがあります。私の理解では、協力貸出というのは、調べてこれを持ってきてくださいというと、持ってきてくれるものだと思っていたのですが、これはどういう内容なのでしょうか。

**(有本業務第1課長)**

協力貸出というのは、関連する本が県立図書館にあるかどうかを調べて、お貸しするという、おっしゃるとおりのイメージです。

**(渡辺委員)**

そうすると、学校で司書の方が仲立ちになって、県立図書館のホームページから本を調べて、何冊かまとめて一気に1クラス分とかを貸してください、ということが出来るイメージですか。

**(有本業務第1課長)**

はい、そうです。おっしゃるとおりです。

**(荻原委員長)**

これ、ぜひ使ってください。朝日委員、お願いします。

**(朝日委員)**

学校図書館司書なので、ちょっと伺いたいんですけど、今の説明だと、学校図書館にいる司書が生徒なり先生からそういう依頼を受けたときに、まずは公共図書館に、まず地域の図書館にないかどうかというところで動きます。動いてきているつもりなんですね。それで、町の図書館、公共図書館に行っていなかった場合、県立図書館にはあるから、県立図書館に頼みましょうとか、地域の図書館の判断、司書さんなどの判断によって、どこから借りるかというのを決めるような気がするんですね。流れ的には。今のお話から行くと、学校で司書、または先生方からご依頼を受けたら、公共図書館を通さずに、県立図書館にあるって検索したら、県立図書館にお願いできるみたいな感じに取れちゃうんですけど、そういうことでしょうか。

**(有本業務第1課長)**

今ご質問いただいたのが高校の対象だったので、県立高校はそのように使えるということです。

**(朝日委員)**

そういうことですよ。

**(有本業務第1課長)**

説明不足ですみません。

**(朝日委員)**

ただ、町の図書館にもいい資料があるので、そこも経由していただけると、自分で何か調べるときに、そうやって順番立てて図書館を利用してほしいという指導を、小学校のうち、また小学校・中学校でしてるので、そこを明確にしてもらえると、地域の図書館も活用してもらえて、そこでの連携という、違うところの基準になってくるかと思いますが、つながっているんで、ちょっとわかりづらい。私、司書だからすごく楽しく聞いていますが、わかりづらいところがあるのかもしれないというのが、今のすべてのやり取りからの意見というか感想です。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。私ちょっと勇み足だったかもしれませんが。県立高校に対して、県立図書館が協力貸出という形で、学校図書館にない資料を知らせると届けてくださるということですよ。それをサービスとして行っているということですよ。

一括貸出についてのご希望も出ていたんですが、一括貸出ではなくて、学校図書館に所蔵していない資料について県立図書館に知らせることで、県立図書館から資料が届くという、そういう体制を取っていきたいという、そういうことでよろしいでしょうか。セットで県立図書館から学校図書館に持ち込むというよりは、足りないという資料について、複数でも何冊でもお届けしますというサービスだということよろしいですか。

**(有本業務第1課長)**

そうです。紙の資料を読める方は今のサービスでいいと思いますが、活字による読書が難しい、でも手帳は持っていないというような方が、個人での利用が難しい場合に、所属したり、入所したりしている施設などに働きかけをして、サピエ図書館のデータを CD-ROM にダウンロードしてお貸ししたいというのが目的です。

**(荻原委員長)**

わかりますけど、少し考えたいと思います。サピエ図書館からダウンロードして CD にしてそれを利用者に貸すということですか。なるほど。

**(鶴田委員)**

公募委員の鶴田です。CD にしてとか、いろいろわからないことだらけなのですが、CD にして貸してくれるというのは、どこかで PR して、現時点でやっているのですね。それがどの程度の利用があるのか知りたいのですが。

**(有本業務第1課長)**

はい。現時点でも行っているサービスで、個人での利用はあるのですが、団体でサピエ図書館サービスを利用したいという登録は1団体しかないので、もっと広げていきたいと考えております。

**(鶴田委員)**

それは PR が足りないというか、何かの紙面に書いてあって、こういうことでやってますとかっていうのがあれば、目が悪いとかいろんな障害がある方、年配の方だけではないと思うんですが、やはりいろんな障害がある人。私もなるかもしれない。私はパソコンが堪能ではないですから、そういうふうに考えてくると、ちょっとした広報紙の端っこにでも書いてあるとか、そういう PR の仕方というのをもう少し考えていけば、そこに「こんなのがあったら、私、利用したいわ」という方がきっといらっしやると思うんですけど、そういう小さな声を拾っていただくような PR を、ぜひお知恵を出し合って考えていただく中で PR していただかないと、本当に困ってるけどどうしたらいいんだろうって

うふうに、どこにも言えない人っていうのがきっと今もいらっしゃるんじゃないかなというふうに、今お話を伺いながら思いました。以上です。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。元に戻りますけど、サピエ図書館については、もう少し私は知識を深めないといけないことを痛感したんですが。要するにこれは、県立図書館にしかできないサービスだということで、理解してよろしいですか。

**(有本業務第1課長)**

県内の公共図書館では、サピエ図書館への加入は、県立図書館と柏崎市立図書館の2館のみです。

**(荻原委員長)**

ですので、やっぱりこれは二重行政ではなくて、きちんと県立として県内の人々に対してやっていくべき役割があると考えてらっしゃるということですよ。

**(有本業務第1課長)**

そのとおりです。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。そういうことなら、PRをよろしくお願ひしたいと思ひますよね、本当にそうですよね。他にございますでしょうか。高橋委員、いいですか。クリエイティブ・コモンズや禁帯出の資料のデジタル化については、これでよろしいでしょうか。

**(高橋委員)**

そうですね。大変だということはわかっていますが、よろしくお願ひいたします。

**(荻原委員長)**

ご意見があれば言っただけであればと思ひますが、大丈夫ですか。ありがとうございます。では私から一言。禁帯出図書のデジタル化については、優先順位を検討しながらではありますが、やはりニーズの把握をしていただけますでしょうか。図書館が優先順位を検討されてると思うんですけど、やはり図書館の考える優先順位と、本当に必要とされるような方がもしいらっしゃるのであれば、例えば郷土史研究者の方などが、実はこういう本を先にデジタル化してもらいたいんだというのがあれば、基本的には著作権が切れている資料でしょうから、優先順位を変えていくということもあるんじゃないかと思ひます。利用者のニーズの把握というのを合わせてお願ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。あるいはなさってるんでしたら、それをお話しいただければと思ひますけど。

**(野澤業務第2課長)**

ニーズの把握に努めながら、デジタル化を図っていきたくと思ひます。

### **(荻原委員長)**

よろしくお願いします。図書館だけで決めるという方法もあるかもしれませんが、多分、これ（資料のデジタル化）を待ってらっしゃる方はいらっしゃるかもしれないので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、あまり丁寧な説明が私のほうでできなくて申し訳ありません。先に進めて、また何か思いつかれたことがあれば、ご意見を出していただければと思います。時間がちょっとずいぶん経ってしまっておりますが、そろそろ現在の状況というか、今年度の進捗状況の説明をお願いしたいと思います。すみません、時間を割と短めで。今年度の進捗ですから、また第2回のおきもご説明されると思うので、割と圧縮してお願いしたいと思います。

### **(平田副館長)**

では、資料4について説明させていただきます。副館長の平田です。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着席したままで失礼いたします。

はじめに、資料4-1と記してある1枚目、これが令和3年度から4年度の運営基本指針で、昨年度3月の協議会でもお示ししました。県立図書館として果たすべき役割として、本年も3つ、地域社会への貢献、県内図書館への貢献、県民の生涯にわたる学びへの貢献の3つの柱で、事業に取り組む基本方針でございます。

めくっていただきまして、A4横長のページのものが、運営基本指針行動計画です。こちら昨年度3月の協議会でお示しし、ご意見頂きまして、3の「県民の生涯にわたる学びへの貢献」の(1)の①「利用サービスの改善」のところ、指標の3つ目を、具体的にお示しした「レファレンス件数」から、レファレンスの質を考慮するというにしまして、「レファレンス協同データベース登録件数」に修正しました。で、今年度初めに委員の皆様にお示ししまして、現在それについて取り組んでいるところです。

それで、今度A4縦の1枚ものですが、これは3年間の計画の初年度であります、令和3年度の主な取組事項です。1「地域社会への貢献」では、県の行政施策を県民に広報する展示を行うとともに、試行的に市町村の巡回展示を行うこと、郷土資料の収集と、デジタル資料の充実を進めるということとしております。

2つ目、「県内図書館への貢献」では、県内の図書館のニーズを把握して協力貸出を進めること。機会をとらえまして、市町村図書館等訪問して、互いに顔の見える関係を築くことを目指しました。県内図書館職員の人材育成としましては、各種研修の内容を充実させるとともに、オンラインの試行も取り入れて、より多くの職員が参加できるよう、努めてまいります。

3が、「県民の生涯にわたる学びへの貢献」です。利用サービスの改善ですとか、読書に困難がある方へのサービスを充実させてまいります。当館職員の研修機会を確保しまして、全体のレベルアップで県民の皆様へのサービス向上を目指してまいります。

続きまして、A3横長の資料4-2をご覧ください。令和3年度新潟県立図書館運営基本指針行動計画評価シート（中間報告）です。これが、ただいまご紹介しました資料4-1の行動計画の、8月末現在での取組状況になります。今年度から、評価指標にかかるラ

ンクおよび総合評価につきまして、昨年度3月の協議会でお示ししましたとおり、令和2年度までのものから変更となっております。資料4-2の表の枠外の上部に基準が記してございまして、それにしたがって評価をしております。

初めに、1「地域社会への貢献」。1つ目が「県の行政施策と連携した取組」です。いくつかありまして、県各部局とのコラボ展示では、初年度ですので、県の各部局へのサービスの周知を行いまして、8月末までに実施に至ったものが2件で、一応当初の目標件数にはなっております。今後も行政連携展示のほかに、図書館の貴重資料の展示なども実施してまいります。

市町村への巡回展示ですが、現在のところ実施できておりませんが、社会の状況を見つ、実施に向けて取り組んでまいります。

2つ目は、「特設コーナーにおける県行政施策の広報」です。県職員専用のポータルサイトで呼びかけを行うなどした結果、合計で9件の県施策との連携展示を実施するに至りました。9月は臨時休館もありましたけれども、下半期も県施策の情報発信になるように取り組んでまいります。また、県のパブリックコメントコーナーを連携展示に隣接して設けて、県民の皆様にご覧いただけるようにいたしました。

3つ目は、「県各部局への情報提供の拡大」です。こちら、県庁貸出で、目標100冊のところ、8月の時点で86冊でした。申込手続きを簡素化したことによりますけれども、今後もより利用していただけるように取り組んでまいりたいと思います。

次が、「文化資産としての郷土資料の収集・保存・活用」のところ、1つ目が「新潟県関係資料の積極的収集」です。今年度は行政資料の収集に力を入れて取り組んでおりまして、受入件数が昨年度比約3割増しで推移しております。

2つ目、「越後佐渡デジタルライブラリーの充実」のうち、デジタル化画像数につきましては、例年図書館の繁忙期ではない年度後半に撮影をしておりますので、まだ画像化されている現物というのは上がってきておりません。今月中旬以降に、順次撮影を行っていく予定にしております。

アクセス件数ですけれども、8月末で4,193件、新しいメニューとして、ここにありますように、ホームページ上で「新潟県の歴史と文化を旅するギャラリー」ですとか、「デジタル画像を自宅で楽しむ」を設けて、毎月少しずつアクセス件数が増えております。ツイッターも利用した広報に取り組んでおりますので、今後アクセス件数が増えるようにしていきたいと思います。

続いて3つ目の「郷土人物、雑誌記事索引データベースの充実」ですが、現在索引データベースのための記事の採録を進めているところです。アクセス件数や利用統計の分析を行っておりまして、その結果を踏まえて対策を練ることによって、データ公開時にはツイッターでのPRも行いまして、より利用していただけるよう取り組んでまいります。

次が、2の「県内図書館への貢献」になります。1つ目が「県内図書館等が実施するサービスへの支援」。「県内図書館等への協力貸出の充実」につきまして、県内の市町村図書館の意向を踏まえまして、先ほど少しお話がありましたけれども、テーマ別図書セット貸出サービスの実施に向けて準備しています。

続いて、「県内図書館等への訪問の充実」ですけれども、前半、ここにありまして、訪問相談・情報交換会等を行いましたが、途中新型コロナウイルス感染症の県内で

の拡大防止策として特別警報が発令されましたので、しばらくリモートでの実施が続いておりました。今後の状況によりまして、実際に訪問できるようになると思われまます。今後でもできるだけ意向を踏まえまして、取り組んでまいります。

そして「県内高等学校図書館への支援」です。高等学校へアンケートを実施しまして、より工夫していただけるようにサービスの改善を行ってまいります。

次が、「県内の図書館職員の人材育成」になります。初めに、研修会などの参加人数ですが、こちらは集合型の研修が対象でして、ここに挙がっているのは、6月の新任職員研修の参加人数になります。このあと、9月に中堅研修を実施しまして、11月の末から12月にかけて、文科省主催の関東ブロックの地区別研修が、今年当県が当番になりますので、開催を予定しております。効果の上がる研修となるように取り組んでまいります。

次に、「市町村訪問研修の回数」なんですけれども、訪問で2回、オンラインで1回実施しておりました。下半期も、市町村の要望と、新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、効果ある研修となりますように工夫して実施してまいります。

「訪問研修のメニュー数」なんですけれども、今年度は利用する市町村図書館の要望も踏まえまして、ここにあります4つのメニューになりました。今後も講師を務めます当館職員のスキルアップを図りまして、多様なメニューをお示しできるように取り組んでまいりたいと思います。

3つ目、「県民の生涯にわたる学びへの貢献」についてです。1つ目が、「県民の読書環境の整備」。「利用サービスの改善」について4つの指標を設定しております。入館者数・貸出冊数は、それぞれ45%、47%で、感染状況は一応落ち着いているようですけれども、安心して利用していただけるということを第一に利用促進につながる取組を実施しまして、それぞれ目標達成に向けて取り組んでまいります。レファレンス協同データベース登録件数については、先ほど説明ありましたが、現在、事例の選定とデータの作成を行っているところで、今月以降、データの登録を始める予定となっております。SNSの記事掲載回数ですけれども、9月1日スタートですので、ここではまだ数字が上がってきませんが、昨日までに17件ということで、報告がありました。細かく分けて見ていくともうちょっとやりたいんですけれども、大きな枠では17件で、順調に運営しております。

次に、「読書に困難のある県民へのサービスの充実」のうち、サピエ資料の貸出冊数につきましては、館内に読書バリアフリーコーナーを新設して、市町村図書館の職員向け障害者サービス研修も実施しているのです、そういった機会をとらえまして、団体への貢献にも努めまして、サピエ資料が一層普及するように取り組んでまいります。

次に、「こどもや若い世代の読書の推進」についてです。指標はないんですけれども、現在閉室となっているこども図書室の再開に向けて準備を進めているところです。高等学校に対しましては、先ほどお伝えしましたけれども、アンケート調査を踏まえて、サービスを改善してまいります。

次の項目、「県立図書館職員の能力の育成」です。初めの「職員全体研修会の開催」ですが、上半期が蔵書点検期間に開催いたしました。下半期も行うこととしております。

次の、「館内研修における職員の発表回数」については、研修の受講成果を共有するためにも、これから確実に実施してまいります。

2つ目の「職員研修・会議等参加平均回数」ですけれども、オンラインでの開催が増え

ましたので、可能な限りの参加機会を確保してまいりました。ここにありますとおり、今後も大きな研修会がありますので、できるだけ参加できるよう配慮したいと考えているところ です。

駆け足になりましたが、令和3年度行動計画評価シートの中間報告は以上となります。

#### **(荻原委員長)**

手短にとお願いして、簡潔に説明いただきありがとうございました。今年度の進捗状況に関してご覧いただいたところですが、ご質問・ご要望等がありますでしょうか。

業務がずいぶん一新されたようなところもあって、いろいろと新しい取組を始められて、ご苦労なさっているのではないかと考えておりますけれども、ご意見はありますでしょうか。

では私からちょっと。最後の、県立図書館職員の能力の育成で、Zoom研修というのとPPT研修というのがあって、PPTって何だろうって思ったりしたのが1点と、Zoom研修というのはZoomの使い方とかですか。この辺のところをちょっとご説明いただきたいのと、PPTはわからないんですけども、図書館関係の研修がすごく多いような気がするんですけど、図書館以外の関係の、例えば動画スキルを身につけるとか、何かそういう、職員の方がそうたくさんいるわけではないので、でもやはり色々なスキルがあったほうがいいと思いますし、これまで掲げていなかった「職員の能力の育成」を指標とすることになったので、できれば色々なスキルがこの3年間に貯えられるといいなと思うんですけども、ご検討いただけますでしょうか。

#### **(平田副館長)**

当初そのように考えておまして、図書館以外の研修も検討したのですが、実行ができなかったものもありまして、このような結果になっております。

#### **(荻原委員長)**

ぜひお願いします。PPT研修というのはなんですか。

#### **(富岡企画協力課長)**

実績の「Zoom研修4名」は、市町村支援の担当課の者が、今後さらに市町村向けの会議や研修を主催することが多いということで受講したのですが、PPTというのはパワーポイントの研修で、職員がプレゼン能力を高めるために受講したものです。また、SNSの情報発信の研修ですとか、動画作成の研修等、県で全庁的に取り組んでいるため、希望が多く、すぐに受講できない状況ではありますが、積極的に受講して、職員の情報発信能力向上に努めていきたいと考えています。

#### **(荻原委員長)**

ありがとうございます。それ以外でも構わないですが、ちょっと図書館とは離れた、PRとかレイアウトの仕方とか、いろいろと図書館とのかかわりがある内容に関しては、積極的に研修していただければなと思っております。他に何か。はい、お願いします。

### **(高橋委員)**

高橋です。県民の読書環境の整備の中の、レファレンスの協同データベースのところなんですけれども、ネットで調べものをしているときに、結構これにあたって、面白いものをレファレンスで、結構詳しく情報としてまとめてあるんだなと思って感心することが結構ありますので、今までのものでも、新しいものでもいいんですけれども、ツイッターで発信していくと、結構引っ掛かるんじゃないのかなと思います。私も物覚えが悪いので、適当なことを言ってしまって申し訳ないんですが、最近福井県の図書館で、「覚え違いタイトル集」というのが話題になっていたと思うんですけれども、結構そういう簡単なものでも発信していくと、皆さんの興味に引っ掛かることもあるかと思いますので、ぜひそういうこともやっていただけると面白いのかなと思います。委員の皆さんもツイッターをやっている方がいらっしゃったら、ぜひフォローしましょう。よろしくお願いいたします。

### **(荻原委員長)**

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。私もレファレンス協同データベースの登録はすごく良い指標だと思っております。それこそ本当に吟味して、繁忙期じゃなくて構わないので、よく考えて登録していただければと思います。それこそ新潟県にちなんだレファレンス質問への回答などは、全国の方々のお役に立つと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

レファレンス協同データベースとは、全国の図書館に対して寄せられた、そして、他の図書館にも役に立ちそうな質問に対して、図書館でどのように回答したかという情報が、国立国会図書館のプラットフォームに蓄積されたものということですかね。ちょっと説明が至りませんが、「国立国会図書館のレファレンス協同データベース」という用語で、ネットでぜひ調べてみていただければと思います。とても専門家とは思えないような拙い説明ですみません。

### **(朝日委員)**

朝日です。情報拡散ということで、県民の読書環境の整備というところで、先ほどからいろいろ発信方法などということで意見してるんですけれども、この SNS への記事の掲載が 24 回というところが少ないんじゃないかって前年度書かれていますが、先ほど高橋委員も言われたように、投稿回数というよりも、フォロワー数が増えることがまず大きいのではないかな。今調べたところ、県立図書館 114 人で、まだ始めたばかりという割には、まだ少なすぎるかなということで、今実は私もフォローしてなかったんで、しなければないところもあります。投稿回数というところの回数も必要かなと思うのですが、フォロワー数の、誰から見てるというところで、県内の人だけじゃなくツイッター見るので、ふるさとが新潟県の人も見るともしれないし、帰省したときに寄ってみようと思うきっかけになるかもしれないので、そこは何か明確にできるものとしてみると、フォロワー数が何人で、始めてから半年で何人になってとかって分析していったりすると、発信方法として今どきの広報ができるのではないかというところがあるので、そこが何も書いてなくて、9月から始めましたということだけなので、やられたらいいんじゃないかなということと、

県立図書館としてフォローしているところが0となっているので、やはり市町村の、新潟市図書館とか、またはほかにどこが公共図書館でツイッターをしているかわからないんですけど、そういう県内の公共図書館はせめてフォローするとか、そういう努力もしていないと、始めたばかりで、フォローは0、フォロワーは114人では、ちょっと今発表されるにしても、もう少し努力があってもよかったのではないかなと思いました。お願いいたします。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。猪俣委員、お願いします。

**(猪俣委員)**

猪俣です。県民の読書環境の整備という点で、1点お願いがあります。一番下の、子どもや若い世代の読書推進ということで、まもなく読書週間が始まりますが、県立図書館の特性やそれから専門性を活かして、ぜひこの自己評価のところに書かれております、司書さんが選んだ絵本や児童書のおすすめコメントというのがあったらとても楽しいのかなと、これがいろんな図書館から、おすすめコメントというのが私ども施設のほうで見ることができたら、また子どもたちにも勧めていけますし、読書の根っこを育てるところから、やはり絵本の読み聞かせというところをもう少し充実していきたいなと思っておりますので、ぜひやっていただきたいなというところでございます。

**(有本業務第1課長)**

春の「こどもの読書週間イベント」として「司書のおすすめパック相談室」を実施しました。これは、利用者の選書希望（対象年齢やテーマ等）を聞いて、司書が希望に合わせた本を選び、メッセージを添えたパックにして貸出を行うものです。大変好評でしたので、継続して実施していきたいと思っています。

**(荻原委員長)**

ありがとうございます。ほかに何か。今年度の取組については、これでよろしいでしょうか。では、ほかに何かありましたら、随時図書館のほうにご意見を寄せていただければと思うところです。

それでは、これで議事を終了させていただきたいのですがよろしいでしょうか。これで、以上で議事を終了します。このほかに何か説明事項はございますでしょうか。図書館からありますか。

## 4 その他

**(安田館長)**

では、事務局のほうからお願いしたいんですけども、参考資料としてお配りしてございます、県立図書館の管理・運営のあり方の検討状況等についてということで、担当しております生涯学習推進課のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

**(萩原委員長)**

はい、ぜひお願いします。

**(生涯学習推進課・京谷係長)**

教育庁生涯学習推進課の京谷と申します。この場をお借りまして、昨年度出ました文教施設の見直しということで、ただいまの県立図書館の管理・運営のあり方と検討状況について、ご説明させていただきたいと思っております。失礼して着席で説明させていただきます。

参考資料のほうをご覧ください。これまでの経緯をおさらいする意味で、1ページはぐっていただきまして、資料1、検討の経緯なんですけれども、経緯といたしましては、新潟県行財政改革行動計画というものが令和元年に策定されまして、その中で県有施設の維持・運営の見直しということで、県有施設維持・運営のあり方についてゼロベースで見直しを行うということになりました。その後2月には、県議会における（質問）答弁等で、より効果的・効率的に発揮できるものとなるように見直していくとか、民間の能力を活用することも含めて、様々な視点から検証を行う。それから関係者や施設利用者の意見なども聞きながら、他県の取組も参考にし、見直しの方向性を決定したいというような答弁が、知事、または教育長のほうからされています。また、令和2年12月の定例会におきましては、知事答弁の中で、公共施設の見直しについて、県直営の施設が多い文教施設について、重点的に見直していきたいとされたところです。

それを踏まえまして、3ですけれども、令和3年1月27日に、県有施設管理等検討委員会ということで、前回の協議会で議事録をお示しいただいていると思うんですけれども、開催されたところです。こちらにつきましては、効果的な事業実施に向けた工夫の余地があるかなどについて、第三者的な立場の有識者の皆様方から、指摘やアドバイスを得る場として開催されたものです。ここにおきまして、県の文教施設ということで(3)にありますように、県立図書館を含めまして、7施設について、検討対象とされたところです。

この場で有識者の方々から頂いた主なご助言等を、(4)のほうに記載しております。個別事項ということで、県立図書館に向けた助言ということでは、図書館は数値での評価が難しい。日ごろから利用者の生の声を吸い上げる仕組みが必要。市町村の図書館と連携し、役割分担をすることで、サービス向上や費用削減などの効率化を図られるのではないかと。また指定管理者制度導入については、全国的に賛否両論がある。ただ、中核の業務は公で行いまして、そのほかは部分的に民間を活用するなど、切り分けている事例もあるので、そういうことを検証していただきたい。それから、規模等が類似している他県施設を比較して、予算やサービス機能といった環境水準について、優位性があるかどうかを整理した上で、県の役割を明確にすべきというようなご意見をいただきました。

また、この施設につきましては、図書館のほかに、生涯学習推進センターと文書館という施設が入っている複合施設となっておりますので、施設全体に対する意見としまして、まず同じ施設内にある3つの施設が、窓口や広報を一体で行うなど、全体として施設の統一化や利便性の向上を図るべきなのではないかと。また、それぞれどのような役割を担っているか今一度考え、単にコストを下げるということではなく、民間も行っていることは行政では行わないといった仕分けをするなど、施設そのもののあり方を見直すべきではな

いかといったようなご意見をいただきました。

7施設全部の共通としましては、現在の歳入と歳出の差について、どの程度が適当なのか判断・設定する必要があるのではないかと。現状とする考え方もあるし、より圧縮する必要があるのであれば、どのような手立てが有効なのか検討していくべきといったようなご意見をいただいたところです。

最初のページに戻っていただきまして、検討の流れのイメージ図ということですがけれども、一番上にありますのが今ほど説明した有識者の意見です。真ん中にあるところが、検証の進め方といったところなんですけれども、まずご意見いただいたように、他県比較・分析を行いまして、またその下にある囲みのように、運営形態、直営であるのか、指定管理者制度であるとか、その事例や取組の効果等を検証すると。そういったことを踏まえた上で、県立図書館の役割・機能を再整理して、取組の重点化、専門的サービスの充実など図っていくというふうに考えております。

検証を進めるにあたりましては、下にありますとおり、関係者の皆様方からの意見を参考にさせていただきたいということです。関係者として、市町村立図書館、それから公民館図書室、それから今回の図書館協議会の委員の皆様方、それから別途また図書館の利用者の方々からもアンケートという形でご意見をお聞きしたいと思っています。

こういったことを踏まえながら、効果的・効率的な運営のあり方について、現在検討を進めているところです。そういった中で、最終的に、一番右にありますように、見直しの方向性を決定していくというような流れになっています。

資料2を見ていただけますでしょうか。県立図書館の現状と課題と書いてありますけれども、今ほど、これまで検討、検証を進めるにあたりまして、他県の調査などを図書館と一緒に進めてまいりました。その結果を簡単にまとめてあるものだと思っています。

役割・機能のところについては、皆様ご承知だと思うのでここでは読み上げはしませんので、後ほど見ていただければと思います。

県立図書館の現状ということで、1番の図書館の規模なんですけれども、新潟県立図書館につきましては、全国概ね中位にあるような状況です。今回、同規模、同程度の同じような役割を果たす図書館という意味で、政令市所在の道府県図書館と比較した状況を掲載しております。政令市所在の道府県立図書館では、北海道、静岡、兵庫、熊本等が、本県と同程度の規模の図書館であるといえます。

はぐっていただきまして、資料費につきまして、先ほどちょっとご説明申したとおり、県の厳しい財政状況の中で、減少しているという面もあるので、今は全国的に中位、概ね中のちょっと下辺りのところになります。

また2の利用状況ですけれども、来館者数、貸出冊数につきましては、これまでの図書館の取組もあったので、比較的高い水準になっているというところが見られるかと思えます。政令市所在道府県と比較しますと、岡山、大阪、愛知に続いて4番目といったような状況になっています。

隣にいきまして、調査項目、レファレンス件数なんですけれども、こちらについても全国中位ということになっておりまして、相談受付については、来館をはじめ電話、文書、電子メールなど、様々な方法で対応しているというような状況です。

3の市町村立図書館への支援につきましては、県内図書館への相互貸借貸出の状況を掲載しております。政令市所在道府県図書館では、12道府県が大学への送料も予算化しているような状況だと思います。

次のページにいきまして、先ほども少し話題になっていました、テーマ別セット図書貸出というものなんですけれども、ある程度の冊数を、市町村ですとか団体であったり学校であったりにお貸しするような制度について、他県の状況をお聞きしたところ、こちらについても、見ていただくとおわかりになるとおり、市町村だけでなく学校等を対象にした取組を行っている道府県が結構あるなという様子が伺えるかと思えます。

下の訪問相談・訪問研修、集合型研修の実施状況ということで、主に市町村立図書館に対しての研修の実施状況について取りまとめているものです。こちらについても、実施回数には各道府県でばらつきがあるところなんですけれども、すべての政令市所在道府県において、こういったものは実施されている状況になっております。

隣のページにいきまして(4)、市町村立図書館等との役割分担・連携の状況ということなんですけれども、本県を含めました10道府県が、何かしらのイベントですとか、講座ですとか、展示といったような連携をやっております。また、本県を含む11道府県では、市町村立図書館等の間に、相互貸借や返却本等の資料配送のために巡回する配送車というものが運行されております。当県におきましては、新潟市立図書館、それから新潟大学の間に「めぐくん」という名前の配送車が巡回しているというような実態がございます。

下の表ですけれども、先ほど申し上げたように、本県も含めまして8県が、講座や連携展示等で実施をしておるといような状況です。

次のページはぐっていただきまして、運営状況について、開館状況ということで、開館日数、それから開館時間について取りまとめたものですけれども、開館日数は全国でも中位というような状況です。開館時間につきましては、時間帯に多少の違いはあるところですが、概ね政令市所在道府県と同程度の時間を開館しているというような実態がございます。

下の職員体制につきましては、非常勤や委託職員を含めた職員総数というのが39人でありまして、こちらについては全国34位ということで、中位になっております。うち、県職員司書数は19人で、全国順位で言うと16位。司書率、県職員に占める司書数ということでは79.2%ということで、全国順位6位と、高い水準になっております。

隣のページにいきまして、こうした他県状況を踏まえて、課題としまして、市町村立図書館等支援ということで、大事な県立図書館の機能なのかなというところで、引き続き市町村立図書館からの要請に答えていくことが必要ということと、また県立学校図書館のニーズを把握しながら、学校図書館支援の取組の検討が必要だろうというところです。

2としましては、レファレンス機能充実ということで、若手職員のレファレンススキルの継承や全体のレベルアップというところが、他県のご意見でも課題というふうに考えておられる部分でもありますので、本県図書館においても、ここが課題なのかなというところです。また、お話のあったパスファインダー充実というのも必要であろうと考えております。

3、人的・物的資源の効率的・効果的な活用ということで、県民や市町村立図書館等からのニーズを踏まえつつ、限られた資料費の有効活用の観点から、県立図書館としての収

集すべき資料の検討が必要だというふうに考えております。また、より効率的・効果的な運営をするために、こういった人的資源を配分するのかということも、どこに力を入れていくかという意味で、検討が必要かなということなのです。

その他4としまして、ICT化への対応、それから5、施設は平成4年に移転新築したということで、施設・設備老朽化への対応といったところが挙げられるかなということなのです。

めくっていただいて、資料の3-1なんですけれども、こちらにつきましては、客観的な資料という意味で、市町村立図書館と、都道府県立図書館の役割・機能というところで併記させていただいております。上の表につきましては、文部科学省の告示を表にまとめたものです。図書館の設置および運営上の望ましい基準ということで、市町村立と都道府県図書館、細字のところは共通の機能、役割を持っています。都道府県図書館は、さらにその機能に加えまして、太字の部分の機能が求められているというふうにされております。

資料3-2ですけれども、公立図書館運営形態・取組の事例ということで、いくつかの図書館の事例を挙げさせていただいております。主な公立図書館、今こういうような運営形態で運営されていますということで、それぞれの例を挙げさせてもらってます。一番上は本県図書館ということで、施設管理を図書館では一元化して委託をしております。この施設全体、先ほど申し上げたように複合施設なんですけれども、それを一括して図書館で委託しているというようなことです。また施設管理、図書館カウンターの一部業務について、民間委託をしております。これによりまして、施設管理の効率化とか開館日数の増、それから、暮らしと仕事に役立つコーナー、こども図書室の開設などを果たしてきたところなのです。

また2番目の県立長野図書館につきましては、同規模、同程度の予算額ということで、抜き出させていただきました。こちらも、本県と同じように直営で運営されておまして、近年「信州・学び創造ラボ」を設置したりしながら、館内の利用率の低い空間をリノベーションして活用するというような取組をされております。

また、特に、県として力を入れて運営されている図書館ということで抜き出させていただいたのが、鳥取県立図書館ということで、こちらも直営で運営されているんですけれども、こちらにつきましては、学校図書館支援センターを設置するとか、またビジネス支援に力を入れるなどされております。その効果等としましては、学校図書館の活用の促進ですとか、ビジネス支援サービスの市町村立図書館への波及などが挙げられております。

続きまして、山梨県立図書館なんですけれども、こちらにつきましては、施設管理の部分に指定管理者制度を入れておられる図書館です。新築移転に伴いまして、平成24年度から総合窓口業務、それからイベント、ホールの運営業務などについて導入されているということです。この効果としましては、施設管理を効率化したということと、施設指定管理者がホール等で自主事業を行っておりますので、その来館者数といえますか、そちらの方々が図書館にも来ていただく機会を創出しているというような効果が見られます。

続きまして、岩手県立図書館なんですけれども、都道府県立図書館では唯一図書館の運営の一部に、指定管理者制度を導入しておられる図書館になっています。こちらにつきましては、新築移転に伴いまして、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。県は運営の根幹的業務を、指定管理者は直接サービスとか広報、周辺業務といったものを担

当しております。これによりまして、開館日数が増加する、開館時間を延長するといった効果などが出ているというところです。

最後に、武雄市図書館ですが、こちらは佐賀県内にある武雄市にある図書館なんですけれども、こちらについては市町村運営ということで、図書館運営全般に指定管理者制度を入れておられます。平成 25 年から施設を改修しまして、ここに民間企業と書いてあるんですけれども、蔦屋書店を運営している CCC という会社がやっております。皆さん、もしかしてご存じかもしれないんですけれども、デザイン性のある空間とか、Tポイントカードでの貸出とか、あとスターバックスカフェなどを設置して、特徴ある図書館になっております。こちらの効果としましては、年中無休であるとか、開館時間を延長、入館者数が増えたとともに、地域の拠点としてにぎわいを創出したというところを挙げています。また一方で、資料の選定ですとか司書の専門性の継続的確保への懸念とか、営利企業のサービスのあり方への物議がかなり起きたというような実態がございます。

はぐっていただきまして、資料 3-3 なんですけれども、公立図書館における指定管理者制度の導入状況ということで、都道府県とか市町村の指定管理者制度の導入状況をまとめたものです。右にある 3 番なんですけれども、いったん指定管理者制度を導入した市町村におきましても、いろいろな観点からまた直営に戻しているという市町村もございます。主な理由としましては、コスト面ですとか、運営方針が変更になったとか、受託者、候補者が不在であったとか、そういったことが理由になっているようです。

資料 3-4 ということで、図書館運営に関する様々な見解ということで、いろいろなどころで見解が述べられております。それをかいつまんで記載させていただいたところなんですけれども、1 番目につきましては、日本図書館協会というところから出されていることで、指定管理者制度の制度上の問題ということで、指定管理というのは、指定期間の設定が 3 年から 5 年と短いということで、サービスの維持向上を目指す上での、職員の基層に受ける影響が避けられないとおっしゃっております。また、図書館利用といえば無料の原則になっておりますので、指定管理者側の収入が見込めないということで、サービスの拡大発展を期待することが困難なのではないかというようなご意見です。

次に、佐藤さんという大学の先生の方なんですけれども、こちらについては、先ほど言った TSUTAYA という、CCC が運営する図書館についての見解ということで、従来の公立図書館の国民・市民の教育に貢献する機関としての理念には反するものであるが、従来の公立図書館を訪れなかった利用者層にリーチできるものであることも確かであり、そのあり方を見守ることが必要なのではないかというようなご意見です。

次に、内閣府の経済社会総合研究所の見解としては、現在では、直営とはいってしましても、公共管理については公務員のみで管理運営を行っている事例は非常に少ないと。管理運営責任主体である自治体が直接に職員を雇用し、業務委託契約を結ぶ形態が直営なのだということです。直営・委託は、公共施設の管理運営において、すべての責任を自治体側が持つが、指定管理者制度においては、自治体と指定管理者の協定によって、リスクを負担することになるという点で大きく違うというような見解です。

最後になりますが、田中さんという、こちらでも大学の先生なんですけれども、原則として、公共サービスが行政において行われるべきであることに変わりはない。指定管理者制度を導入するならば、図書館について明確な方向性を示すことと、それに見合う公共サー

ビスとしての図書館サービスを行うことに適した事業者の選定、そして運営のサポートを行うことが不可欠であるというように見解を示されております。

資料4、他県の動向ということで、先ほど資料3-2で見えていただいた、他都道府県の状況について、さらに施設の状況などを書かせていただいております。こちらで修正いただきたいのが、下の表にあります岩手県立のところ、「施設概要」のところにあります、ちょっと小さい字なんですけど、「他施設」というところで、視聴覚者情報センターの「情報」という字が間違っておりましたので、インフォメーションのほうの「情報」ということで、修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。こちらを見ていただきますとおり、図書館の運営まで指定管理者を入れているのは、岩手県立、それから大阪府だけ、そういうような格好になっております。

はぐっていただきまして、施設維持管理業務に指定管理者制度を入れている都道府県というのは4つございます。こちらに記載しております、岡山県以外につきましては、施設の貸出、駐車場、カフェ運営といったものとか、あとは指定管理者になりますと、自主事業を行って、自分で収入を得るための事業を実施することができますので、そういった収入源がございます。岡山県は、施設維持管理業務のみ指定管理者に委託しておりまして、実質的には包括的な維持管理業務と同様になっているというような実態がございます。

以上、はしりばしりの説明になりますが、最後にこのA4のペーパーで、一番下にあつたかと思うんですけど、「ご意見等をいただきたい観点」ということで、図書館協議会の委員の皆様方にも、後日関係者ということで、書面により、各委員の方々に意見を伺いたいと考えております。その際には、こちらに書かせていただいたような、県立図書館の役割・機能についてとか、県民への情報発信についてとか、効果的かつ効率的な図書館運営についてといったことについて、ご意見をお聞きしたいと考えておりますので、その際にはまたご協力のほど、よろしくをお願いいたします。以上になります。時間超過しまして申し訳ございません。

**(荻原委員長)**

ありがとうございました。もう時間になりましたので。詳しい説明をありがとうございました。これで説明は、それでよろしいでしょうか。何かご質問等がありますでしょうか。

**(朝日委員)**

この参考資料は、どちらが作られたものなんでしょうか。

**(生涯学習推進課・京谷係長)**

生涯学習推進課です。こちらの資料につきましては、私どもの課の方で作らせていただいております、協議会の資料ということではなくて、今回この場を借りてご説明するにあたっての参考資料ということで、今日お示ししております。

**(朝日委員)**

明確にどこの課が何に基づいて作成した資料か記載して頂きたいです。後ほど個別に質問させていただきます。

**(荻原委員長)**

生涯学習推進課の方が、私どもに、最後ご意見等を頂きたい観点があって、後日ご意見を伺いたいので、この資料を配ってくださったという理解でよろしいのでしょうか。

**(生涯学習推進課・京谷係長)**

文教施設の見直しということで、前年度から出ておったところだと思うんですけども、これまで、図書館協議会として意見書などをいただいていたところなんですけれども、関係者ということで、今、イメージ図を見ていただいたと思うんですが、委員の方々から個別にご意見いただければと思ひまして、今の検討の状況とか、図書館の置かれている現状などについて、資料お示しさせていただいたところです。

**(荻原委員長)**

わかりました。時間が押していますが、現時点では、最初の参考資料の「検証」の四角の枠組みの中にあるということですね。それでその中で意見をたくさん吸収しようというような段階ですね。具体的なタイムスケジュールとかあるんですか。この四角が終わるところとかっていうのは。

**(生涯学習推進課京谷係長)**

現在では、7施設ございますので、具体的なスケジュールというものは定まっておらないところで、今グレーになっている検証を進めている段階ということで、ご理解いただきたいと思ひます。

**(荻原委員長)**

意見照会の文書は、いつごろ私どもに届くのでしょうか。

**(生涯学習推進課京谷係長)**

これから、今日お示ししたご意見に対する観点に基づきまして、私どもの課のほうで、皆様方にお聞きする様式を作りまして、あらためてご意見、文書でご照会したいと思ひています。今月中か来月になりますが、そのぐらいには皆様方に意見照会を発送させていただきたいと思ひております。

**(荻原委員長)**

皆さんもそれでよろしいのでしょうか。ご協力いただきたいということですよ。ぜひよろしく願ひいたします。文書が届きましたら、それぞれ対応していただければと思ひます。ありがとうございます。それでは、すみません、時間を超過させてしまいました。ほかに特になければ、以上で本日の議事を終了させていただきたいんですけども、よろしいのでしょうか。それでは事務局にお返しします。

## **5 閉会**

### **(小林副館長)**

長時間にわたりご討議、大変ありがとうございました。本日の議事録がまとめ次第、皆様にお送りいたします。その際内容にご不明な点等ありましたら、ご連絡をお願いいたします。以上で本日の図書館協議会終了させていただきます。大変ありがとうございました。